第３号様式

覚 書

浜松市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、浜松市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供の雑誌）

第１条 乙は、選定した雑誌を甲へ無償譲渡する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提供雑誌名 | 提供館名 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

（広告掲載の方法）

第２条 甲は、乙から前条で無償譲渡を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告を当該カバーに掲載するものとする。

なお、乙は、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

（提供の期間）

第３条 乙が甲に対して提供する期間は原則として甲が広告掲出を決定した月の翌月から３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

２　前項ただし書の更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の３月３１日までとする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第４条 提供雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

２　前項の支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。ただし、乙と納入業者が協議の上、その他の支払い方法で合意した場合は、この限りでない。

３　振込手数料は、乙の負担とする。

４　乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告掲載の責務）

第５条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

２　甲は、市の広告掲載基準第４条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。また、広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、市の広告掲載要綱第４条及び広告掲載基準第５条に該当するものは掲載しない。

３　乙は、掲載しようとする広告内容について、正当な理由がない場合は、広告掲載基準に基づいて甲が指示する広告の内容への修正・削除等に応じなければならない。

４　乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

５　第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（広告内容の変更）

第６条　乙は、雑誌に掲示した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の２月前までに、広告内容の変更届（第４号様式）を甲に提出し、その広告掲載の可否について「浜松市広告審査委員会」の承諾を受けなければならない。

（雑誌の提供中止の届出）

第７条　乙は、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の２月前までに、雑誌の提供中止届（第５号様式）により甲に届け出なければならない。

（雑誌スポンサーの取消し）

第８条　甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しないときは、浜松市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第９条第１項の規定による承諾の決定を取り消すことができる。

２ 甲は、前項の取消しが決定した場合は、速やかに雑誌スポンサー取り消し通知（第６号様式）により、乙に通知するものとする。

（協議）

第９条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

名　称 浜松市

代表者 浜松市長 中 野 祐 介

乙 所在地

名　称

代表者 ㊞